



令和4年  
(2022年)

12

# そうごう 総合センターだより

かわにし そうごう かわにしりん ぽかん かわにしじ どうかん  
川西市総合センター(川西隣保館・川西児童館)

かわにしし ひだかちよう ばん ごう  
川西市日高町1番2号 ☎ 072(758)8398 Fax 072(758)2132



地域共生社会へ

ちい ききようせいしやかい  
すべての人が安心して暮らせる

しょうがいのある人に  
関わらず



かがや 輝くにんげんフェア2022 での大阪人権博物館館長の朝治武さんによる  
すいへいしやせんげん ねん きねんこうえん しゅわつうやく ようやくひつき  
「水平社宣言100年」記念講演と手話通訳、要約筆記

## しょうがいのある人への十分な理解と必要な配慮が重要

しょうがいのある人が車椅子での乗車を拒否されたり、アパートの入居を断られる事案が発生しています。しょうがいのある人を含む全ての人々にとって平等な住みよい社会づくりを進めていくためには、国や県、市がしょうがいのある人に対する各種施策を実施してだけでなく、社会の全ての人々がしょうがいのある人について十分に理解し、必要な配慮をしていくことが求められています。

## しゅわげんごじょうれい せいてい しゃ りかい しゅわ ふきゅう すす 手話言語条例を制定、ろう者への理解と手話の普及を進めます

し がついつたち かわにしし しゅわげんごじょうれい しこう すべ ひと ちいき ささ あ  
市では、4月1日から川西市手話言語条例を施行しています。全ての人が地域で支え合いながら、あんしん い い きく ちいききょうせいしやかい じつげん もくてき  
安心して生き生きと暮らすことができる地域共生社会の実現を目的としています。

しゅわ しゃ じょうほう かくとく はか うえ じゅうよう しゅだん しゅわ  
手話は、ろう者にとって情報の獲得やコミュニケーションを図る上で重要な手段で、「手話はげんご  
言語である」ということを全ての人々が認識するために、ろう者への理解と手話の普及を進めてい  
きます。また、手話を必要とする人が、普段の買い物や通院といった日常生活や災害時などあら  
ゆる場面、しゅわ つか せいかつ おく かんきょう ととの  
ゆる場面で、手話を使って生活を送ることができる環境を整えていくことをめざしています。

がみつつか しみん しょう しゃいちにち かいさい しゅわげんごじょうれいせいていきねん  
12月3日にはアステ市民プラザでしょうがい者一日サロンが開催されます。手話言語条例制定記念  
シンポジウムのほか手話劇や手話体験などもあるので、この機会に手話に触れてみませんか。

そうごう 総合センターだよりは、読みやすいフォント「UD (ユニバーサルデザイン) デジタル教科書体」を使用しています。